

# インボイス制度講習会のお知らせ

## ◆消費税インボイス制度とは？

令和5年10月1日からは消費税額や税率毎の合計金額、取引内容等を記載している『適格請求書』を交付・保存しなければならない制度です。

## ◆導入されたらどうなるの？

『適格請求書』がなければ【仕入税額控除】ができないため、元請先と取引のある場合は『適格請求書』の発行を求められることとなります。

## ◆適格請求書を発行するには？

令和5年3月31日までに『適格請求書発行業者』の登録申請を行うことで課税事業者となり、『適格請求書』を発行できることとなります。

## ◆適格請求書発行事業者になるには？

令和4年10月1日より登録申請が開始されます。登録申請開始に伴い、事業主の皆様には、色々な疑問、質問があると思われます。そこでインボイス制度の解説や事業者登録のメリット・デメリットについて税理士の先生をお招きし、講習会を開催致します。

開催日時：令和4年11月27日(日曜日)

開催時間：13:00 受付 13:30 講習会

開催場所：サン・リフレ 大会議室

函館市大森町2番14号

参加費用：無料 参加申込期限：11月10日

参加申込：参加申込書に記入しポストへ投函してください。

## インボイス制度講習会参加申込書

組合員番号：21

労災番号：048-

組合員氏名：

住 所：

☎：

参加人数： 名

※参加募集定員 50名

※受付時間等詳細に関しては、参加者様へ直接送付致します。

※講習会はコロナウイルス対策を十分に行って開催します。

※昨今の状況により、急遽中止となることがあります。

ご不明な点がございましたら函館支部までお問合せ下さい。

☎0138-26-3861 (平日 9:00~17:30)